解散公告

当法人は、令和七年一月二十四日開催の臨時総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

長崎県東彼杵郡川棚町小串郷二七二番地

一般社団法人川棚町観光協会

代表清算人　一ノ瀬充博

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

大分市大字八幡七〇四番地の二

有限会社児玉建装工業

清算人　児玉　範義

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

鹿児島県霧島市牧園町高千穂三九三〇番地一二

霧島国際ホテルマネジメント株式会社

代表清算人　山本　俊祐

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

鹿児島市田上台三丁目一六番八号

株式会社鶴丸薬品

代表清算人　濵脇　義次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南七二〇番地四

株式会社根占殖産

代表清算人　松﨑　秀雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

鹿児島県奄美市名瀬大字浦上一二八八番地一三三

株式会社名瀬管理

代表清算人　髙橋　修平

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

鹿児島市西別府町二九四一番地三七

株式会社アクト

代表清算人　今井　信也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月二十五日開催の臨時総会の決議により、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

岩手県盛岡市加賀野四丁目一八番五〇号

職業訓練法人岩手中央職業訓練協会

清算人　大峠　勝志

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

福島市南沢又字桜内三三番一五号

医療法人社団根本皮膚科

清算人　根本　洋

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

東京都新宿区市谷田町二丁目一番地三市谷東ビル六階

医療法人社団正診会

清算人　関　淳一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

東京都調布市布田一丁目三五番地三ダイモンビル二階

医療法人社団蒼流会

清算人　岡本　眞郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

東京都中央区銀座五丁目六番二号

医療法人社団先仁会

清算人　中田　先一

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月三十一日宝塚市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

兵庫県宝塚市安倉北二丁目一六番一五号

安倉第一会館内

宝塚市安倉上池地区土地区画整理組合

代表清算人　島川　勉

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

神戸市灘区大内通二丁目一〇番九号

宗教法人龍王院

清算人　上山　秀禅

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

兵庫県美方郡香美町香住区香住八七〇番地の一

香美町山手土地区画整理組合

代表清算人　本多　功

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御申し上げます。

この度、三次フードセンター株式会社は、令和七年三月三十一日をもって利用終了しましたフードカードにつきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

一　払戻しを行う前払式支払手段の種類

フードカード

二　払戻しの申出期間

令和七年四月一日～令和七年六月三十日

※当該期間に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

三　お問い合わせ先

三次フードセンター株式会社本部

広島県三次市南畑敷町四八四番地

電話　〇八二四－六三－五三〇一

受付時間は、午前十時から午後五時まで（土日祝は除く）

令和七年四月一日

三次フードセンター株式会社